

# 平成26年度から農振農用地変更(除外)の 定期変更が年3回となります

農振計画の農用地からの除外および編入手続きは、これまで年2回(上半期・下半期)の申出受付としていましたが、平成26年度からこれを年3回に変更します。

これに伴って、それぞれの申出書の受付期間を約2か月間とするとともに、事前に申出内容の確認や相談を受ける事前協議期間を設けます。除外を予定している方は、できるだけ申出書提出前に、担当窓口にて申出内容の相談を行ってください。

なお、今回の変更に伴い、各回の申出受付終了時点で添付書類に不備のある場合は、次回以降の受付となりますので、あらかじめご了承ください。

また、農地転用が必要な農業用施設については、用途変更が必要となりますが、用途変更の申出は随時受付します。

## 農振計画 定期変更 スケジュール

| 期別  | 事前協議期間     | 申出期限  | 縦覧公告期間    | 計画変更日 |
|-----|------------|-------|-----------|-------|
| 第1期 | 2月中旬～4月中旬  | 4月中旬  | 7月～8月中旬   | 8月下旬  |
| 第2期 | 6月中旬～8月中旬  | 8月中旬  | 11月～12月中旬 | 12月下旬 |
| 第3期 | 9月中旬～11月中旬 | 11月中旬 | 2月～3月中旬   | 3月下旬  |

※時期はおおよその予定で、前後する場合があります。

### 平成26年度 第1期変更申出の受付

- 申出様式及び申出場所：各地域局産業建設課
  - 申出書提出期限：平成26年4月18日(金)
  - 計画変更日：平成26年8月下旬(予定)
- ※申出しても申出地によっては除外できない場合があります。
- ※許可を受けずに農地転用や開発行為を行った場合は、関係法令により罰せられますのでご注意ください。

### 問い合わせ先

横手市役所農業政策課農政企画係  
☎32-2112 または 各地域局産業建設課

### 農振農用地区域からの除外要件

- ①その開発案件について、十分な緊急性、必要性及び公共性があり、農用地区域以外に代替する土地がないこと。
- ②農用地等の保全又は利用上必要な施設(用排水路・農道など)の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤土地基盤整備事業が完了した翌年度から起算して8年が経過していること。

※この5要件をすべて満たす場合に、農用地区域からの除外が可能になります。

農業委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご意見・ご要望・ご質問に応じていきます。また、相談内容については、秘密を守りますので気軽にご相談ください。

### 相談内容

- 経営規模拡大
- 農地の売買
- 農地の貸し借り
- 農地転用
- 農業者年金
- 相続と農地



農業委員は農家の目線に立って、次の相談をおこなっています。

こんな時は、  
農業委員に  
お気軽に  
ご相談ください!



老後の備えは**農業者年金**で安心！

# 女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を！



## 老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金加入者の平均余命は、男性が22年(87歳)、女性が27年(92歳)です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

〔日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。〕

**農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします。**

## 家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も保険料の国庫補助が受けられます。

**農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかりと応援します！**

## 農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万5千5百円、夫婦お二人で13万1千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で24万円が必要となるデータがあります。→月額約11万円不足！

**農業者年金は国民年金の不足分をしっかりとカバーします。**



農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。一人一人の備えが大切です。

## ● 農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較 ●

|                     |         | 夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円通常加入し、農業者年金加入者の平均余命(男性87歳、女性92歳)まで生存するとして比較 |                        |
|---------------------|---------|---|------------------------|
|                     |         | 65歳～87歳の年金額(夫婦)   | 88歳～92歳の年金額(妻のみ)       |
| ケース1<br>農業者年金に夫のみ加入 | ○ 国民年金  | 夫：月額 6万5千5百円<br>妻：月額 6万5千5百円<br>計：月額 13万1千円                             | ○ 国民年金<br>妻：月額 6万5千5百円 |
|                     | ○ 農業者年金 | 夫：月額 4万3千円  | ○ 農業者年金なし              |
|                     | 合計：月額   | 17万4千円  | 合計：月額 6万5千5百円          |
| ケース2<br>農業者年金に夫婦で加入 | ○ 国民年金  | 夫：月額 6万5千5百円<br>妻：月額 6万5千5百円<br>計：月額 13万1千円                             | ○ 国民年金<br>妻：月額 6万5千5百円 |
|                     | ○ 農業者年金 | 夫：月額 4万3千円<br>妻：月額 3万7千円<br>計：月額 8万円                                    | ○ 農業者年金<br>妻：月額 3万7千円  |
|                     | 合計：月額   | 21万1千円  | 合計：月額 10万2千円5百円        |



(注) 農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.07%、65歳以降の予定利率は1.15%として行っています。